

6 農振第3014号
令和7年3月28日

北海道農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

青森県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

岩手県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

宮城県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

秋田県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

山形県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

福島県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

茨城県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

栃木県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

群馬県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

埼玉県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農 振 第 3014 号
令和 7 年 3 月 28 日

千葉県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和 6 年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和 6 年 12 月 24 日に閣議決定された「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第 10 条第 3 項第 2 号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第 4 条の 3 第 1 号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和 7 年 3 月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

東京都農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

神奈川県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

山梨県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

長野県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

静岡県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

新潟県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

富山県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

石川県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

福井県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

岐阜県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

愛知県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

三重県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

滋賀県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農 振 第 3014 号
令和 7 年 3 月 28 日

京都府農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和 6 年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和 6 年 12 月 24 日に閣議決定された「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第 10 条第 3 項第 2 号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第 4 条の 3 第 1 号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和 7 年 3 月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

大阪府農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

兵庫県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農 振 第 3014 号
令和 7 年 3 月 28 日

奈良県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和 6 年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和 6 年 12 月 24 日に閣議決定された「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第 10 条第 3 項第 2 号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第 4 条の 3 第 1 号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和 7 年 3 月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

和歌山県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

鳥取県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

島根県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

岡山県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

広島県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

山口県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

徳島県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農 振 第 3014 号
令和 7 年 3 月 28 日

香川県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和 6 年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和 6 年 12 月 24 日に閣議決定された「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第 10 条第 3 項第 2 号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第 4 条の 3 第 1 号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和 7 年 3 月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

愛媛県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

高知県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

福岡県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

佐賀県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

長崎県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

熊本県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

大分県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

宮崎県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

鹿児島県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

沖縄県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

東北農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴局管内の県農政担当部長に対しては、当職から通知していることを申し添えます。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

関東農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴局管内の都県農政担当部長に対しては、当職から通知していることを申し添えます。

6 農 振 第 3014 号
令和 7 年 3 月 28 日

北陸農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和 6 年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和 6 年 12 月 24 日に閣議決定された「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第 10 条第 3 項第 2 号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第 4 条の 3 第 1 号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和 7 年 3 月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴局管内の県農政担当部長に対しては、当職から通知していることを申し添えます。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

東海農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴局管内の県農政担当部長に対しては、当職から通知していることを申し添えます。

6 農 振 第 3014 号
令和 7 年 3 月 28 日

近畿農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和 6 年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和 6 年 12 月 24 日に閣議決定された「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第 10 条第 3 項第 2 号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第 4 条の 3 第 1 号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和 7 年 3 月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴局管内の府県農政担当部長に対しては、当職から通知していることを申し添えます。

6 農 振 第 3014 号
令和 7 年 3 月 28 日

中国四国農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和 6 年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和 6 年 12 月 24 日に閣議決定された「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第 10 条第 3 項第 2 号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第 4 条の 3 第 1 号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和 7 年 3 月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴局管内の県農政担当部長に対しては、当職から通知していることを申し添えます。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

九州農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴局管内の県農政担当部長に対しては、当職から通知していることを申し添えます。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

なお、貴局管内の沖縄県農政担当部長に対しては、当職から通知していることを申し添えます。

6 農振第3014号
令和7年3月28日

一般社団法人全国農業会議所 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

「農業振興地域の整備に関する法律における土地改良事業の判断基準の明確化」について

令和6年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における土地改良事業の判断基準の明確化」について提案があったことを受け、令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、『個別具体の事業が、土地改良事業等（農振法第10条第3項第2号）から除外されている「農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」（農振法施行規則第4条の3第1号）等に該当するか否かを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。』とされました。

このことを踏まえ、令和7年3月末時点における土地改良事業又は準ずる事業について、別表のとおり整理しましたので、通知します。

個々の事業が、農振法における土地改良事業等に該当するか否かの判断に当たっては、本別表を確認の上、各土地改良事業等の担当部局に照会願います。

都道府県農業委員会ネットワーク機構に対しては、貴職から通知いただくようお願いします。